

仮置き条文における両論併記事項の論点

【議会と改革の監視機能】

(議会改革検討協議会)

第〇条 議会は、議会活動の不断の評価と改革を行うため、議会改革検討協議会を設置することができる。

(2 議会改革検討協議会は、市民の参加を図るものとする。)

※第2項は、市民が議会のあり方を議論することは議会の活性化につながる。議員の立場としての意見と市民の意見は違う。との意見と、議会制民主主義のルールの中での話であり、議員は選挙で選ばれ責任を持って議論している。との意見と、代議制なのだからもっと議員をふやせばよい。との意見などがあり、入れる入れないの両論併記となっている。